

国道 1 5 5 号豊田南バイパス全線開通応援サポーター制度実施要綱

（目的）

第 1 条 この制度は、国道 1 5 5 号豊田南バイパス（以下「豊田南バイパス」という。）の早期開通とストック効果の最大化を図るため、全線開通の周知と機運醸成、開通後の利活用の促進に向けた P R 等に協力いただける個人、企業、団体を「国道 1 5 5 号豊田南バイパス全線開通応援サポーター」（以下「応援サポーター」という。）として登録し、国道 1 5 5 号豊田南バイパス全線開通記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と応援サポーターが連携協力することで、効果的な P R を推進することを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 応援サポーターは、次の各号に掲げる取組のうち、協力することが可能な取組を実施するものとする。

- （１） 全線開通の周知と機運醸成に関する広報の協力
- （２） 開通後の利活用の促進に関する広報の協力
- （３） 実行委員会が行うイベント、広報への協力
- （４） その他豊田南バイパス全線開通に資する取組

（登録手続等）

第 3 条 応援サポーターに登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、オンラインで申請を行うものとする。オンラインの利用が困難な場合は、「申請書」（様式第 1 号）により、実行委員会会長（以下「会長」という。）に申請を行うものとする。

2 会長は、前項により申請があった場合、その内容を審査し、当該申請者を応援サポーターとして登録することが適当であると認められるときは、申請を受理した日の属する月の翌月 15 日までに登録するとともに、登録後は速やかに市特設ホームページで公開する。ただし、申請者から、公開を希望しない旨の申出があった場合は、この限りではない。

3 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、第 1 項の規定による申請を受理しないものとする。

- （１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- （２） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- （３） 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- （４） 宗教団体又は特定の宗教団体を支援し、若しくは支援するおそれがある者
- （５） 法令又は公序良俗に反するおそれがある者

(6) その他会長が申請を受理することが適当でないと認める者

(登録内容の変更・辞退)

第4条 応援サポーターの登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、前条第1項で申請した内容について変更が生じた場合、会長に変更内容を届け出るものとする。

2 登録者が、登録継続の意思を失った場合、会長に辞退を届け出るものとする。

(登録期間)

第5条 応援サポーターの登録期間は、応援サポーターの登録を受けた日から令和10(2028)年3月31日までとする。

(登録の取消し)

第6条 会長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合、応援サポーターの登録を取り消すことができる。

(1) 登録者が、第3条第3項各号のいずれかに該当するに至った場合

(2) 登録者が申請した内容に虚偽があることが判明した場合

(3) その他会長が応援サポーターとして登録しておくことが適当でないと認めた場合

2 会長は、前項の規定により応援サポーターの登録の取消しを行う場合、理由を付して登録者にその旨を通知するものとする。

(経費等の負担)

第7条 実行委員会は、この要綱による登録の申請、登録内容の変更・辞退及び第2条第1項各号に掲げる取組の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(ロゴマークの利用)

第8条 登録者は、第2条第1項各号に掲げる取組の実施にあたり、市特設ホームページに掲載の「つながる、豊田南BP(バイパス)」のロゴマークを利用することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月14日から施行する。

お名前	フリガナ
郵便番号	〒 -
生年月日	西暦 年 月 日
メールアドレス	@

企業・団体名	フリガナ
代表者名	
連絡担当者名	
メールアドレス	@

○サポーターとしてご協力いただけること（複数可）

☐ その他 ()

○国道155号豊田南バイパス全線開通応援サポーター制度実施要綱第3条第3項各号いずれにも該当しないことから、応援サポーターを申請します。 ☐ はい 申請日：令和 年 月 日

-----受理時事務局にてキリトリ-----

事務局（豊田市 建設部 幹線道路推進課 TEL：0565-34-6673）